

## 船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、街路灯を高性能化する整備を行う商店街等の団体（以下「団体」という。）に対し補助金を交付することにより、省エネルギー化を促進することを目的とする。

### (補助金交付の対象団体)

第2条 船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる団体は、船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則（昭和53年規則第26号。以下「規則」という。）第2条に規定する団体とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当する街路灯の整備に要する経費とする。ただし、国又は地方公共団体等により補助金等を受けられる場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

- (1) 光源をエル・イー・ディー以外のものからエル・イー・ディーのものに交換するための整備
- (2) 明るさを保ったまま電気会社との契約アンペアを切り下げるための整備
- (3) その他市長が省エネルギー化に資すると認める整備

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10の額とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金交付申請書（第1号様式）（以下「第1号様式」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 工事見積書（写）
- (3) 予算書
- (4) 施設の配置図
- (5) その他市長が必要と認める書類

### (交付決定の通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査したうえで交付の可否を決定し、その旨を、船橋市商店街街路灯省エネ化

促進整備費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金に係る事業(以下「補助事業」という。)の計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金計画変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)により、速やかに市長に申請しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)はその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金実績報告書(第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 支払が確認できる書類
- (3) 収支決算書
- (4) 工事完了届その他の工事が実施されたことが確認できる書類
- (5) その他市長が必要があると認める書類

(額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金確定通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知する。

(概算払い)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金概算払請求書(第6号様式)により、市へ請求しなければならない。
- 3 概算払により補助金を受けたときは、船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金概算払精算書(第7号様式)により、精算の手続をとるとともに、不足が生じた場合にあっては不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 偽りその他不正の手段により補助金の交付をする旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた団体があるときは、市長は、補助金の交付をする旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(関係帳簿等の整備)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした関係帳簿を備え、当該収入及び支出について書類を整備し、かつ、当該関係帳簿、書類等を補助金の交付を受けた日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する取得財産の耐用年数と10年間のうちいずれか長い期間が経過するまで保管しなければならない。

(準用)

第13条 補助事業により取得した財産の管理及び処分並びに関係帳簿等の調査については、規則第13条から第16条までの規定を準用する。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行する。

第1号様式

船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名  
代表者名  
所在地

下記のとおり、船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金を受けたく、  
関係書類を添えて申請します。

記

1 事業に要する経費及び補助金交付申請額

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助金交付申請額   | 円 |

2 補助事業完了予定期日 年 月 日

第2号様式

船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金交付決定通知書

号  
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 円

(交付の条件)

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助に要する経費の配分の変更（市長の認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

第3号様式

船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助事業計画  
変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名  
代表者名  
所在地

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった船橋市  
商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金に係る事業を計画変更・中止・廃止し  
たいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 計画変更、中止又は廃止年月日
- 2 計画変更、中止又は廃止の理由
- 3 補助事業の内容（計画変更の場合）  
変更前  
変更後

第4号様式

船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名  
代表者名  
所在地

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 所在地

第5号様式

船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金確定通知書

号  
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付で実績報告のあった補助事業について、補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付確定額
- 2 交付決定額



第6号様式

船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金概算払請求書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名  
代表者名  
所在地

年 月 日付け 号で決定のあった船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金について、下記のとおり概算払請求します。

記

- 1 概算払請求額 円
- 2 概算払を受ける理由

第7号様式

船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金概算払精算書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名  
代表者名  
所在地

概算払を受けた船橋市商店街街路灯省エネ化促進整備費補助金について、下記のとおり精算します。

記

戻入(返納)額	円
概算払額	円
精算金額	円
差引残額	円
過給(不足)額	円